

2022 年度 一橋大学大学院 第一種奨学金「特に優れた業績による返還免除」申請要領

「特に優れた業績による返還免除」は、大学院において日本学生支援機構第一種奨学金の貸与を受けた学生が、当該奨学金の貸与期間中に特に優れた業績を挙げたと認められた場合に、奨学金の全額または半額の返還が免除される制度です。本学においては、「一橋大学大学院第一種奨学金返還免除者推薦基準」により選考を行い、大学に配分された推薦枠の範囲内で、日本学生支援機構に返還免除候補者として推薦します。

なお、2022 年度に本制度への申請を希望していた者が、新型コロナウイルス感染症の影響による研究計画の遅延等のため、貸与期間中に業績を上げることができなかった場合（課程を修了した場合は除く）は、2023 年度の申請を可能とする特例が措置されています。こちらを希望する方は、p.4「新型コロナウイルス感染症に係る免除申請期間の特例措置について」を参照の上、必要な手続きを行ってください。（※2022 年度、2023 年度と連続で返還免除制度に申請することはできません。）

【対象者】

大学院第一種奨学金採用者で、2022 年度中に貸与が終了する（した）者（途中辞退等含む※）

※2023 年 3 月までに辞退・退学・短縮修了等の異動で貸与終了する（した）奨学生は今年度の対象者となります。申請締切は同一ですので、異動予定で返還免除申請を希望する方は、速やかに異動の手続きを済ませ、下記期間内に申請をしてください。

【推薦枠】 ※返還免除候補者として推薦された方が必ず返還を免除されるわけではありません。

対象者の約 30%に相当する人数が本学からの推薦枠として割り当てられます。

【申請方法】

- ① 以下より申請書類をダウンロードしてください。<https://www.hit-u.ac.jp/shien/campuslife/shienkikou.html#menjo>
本学 HP> 在学生の方へ> 経済支援> 奨学金制度> 日本学生支援機構の貸与奨学金> 特に優れた業績による返還免除
- ② 次ページ以降を参考に申請書類を作成し、添付資料とともに、申請期間内に学生支援課まで簡易書留等の受領記録の残る方法にて郵送してください（窓口提出も可）。

【学内選考基準】

学内選考は、別紙「一橋大学大学院第一種奨学金返還免除者推薦基準」に従って行われます。申請様式は統一ですが、課程および研究科・コースにより推薦基準が異なりますので、申請書作成の際にはご注意ください。

【申請期間】

2023 年 **1 月 16 日（月）～1 月 26 日（木）郵送必着（窓口提出は 17:15 まで）**

（1/13(金) は入試業務のため学生支援課は閉室します。）

【提出物】

- ① 業績優秀者返還免除申請書（様式 1）〈両面印刷〉
- ② ①に記載した業績を証明する資料（①に対応した資料番号を付すこと。修士/専門職課程は成績証明書も必須）

【今後のスケジュール】

- ・ 2022 年 3 月下旬頃、学内選考の結果、推薦候補者となった方にのみ大学 Gmail 宛に結果通知します。4 月初旬の推薦に当たり必要な作業を指示することがありますので、次頁以降の【推薦候補者になった時の留意点】を事前に確認いただき、メールのチェックを必ず行ってください。
- ・ 大学からの推薦候補者となった方の最終的な返還免除結果は、結果にかかわらず、2022 年 7 月下旬頃、日本学生支援機構から直接本人に郵送にて通知されます。

作成上の注意・記入要領等

【共通事項】

1. 原則、PC 作成とします。手書きの場合、黒のボールペン（消えるペン不可）で記入してください。
2. 申請書類一式は、そのまま学内選考および日本学生支援機構への提出に使用します。審査しやすいように作成、取りまとめた上で提出してください。ホチキス留めはせず、必要に応じクリップ等でまとめてください。はがれる可能性があるため、付箋は避けてください。また、提出いただいた申請書類一式は返却できません。
3. 様式 1 は Excel 様式です。PC 画面上の表示と印刷した際の表示がずれることがありますのでご注意ください。
4. 様式 1 で記載できる業績は、現在在籍する課程かつ該当奨学金貸与期間中(休止期間を含む)のものに限られます。（例：博士後期課程の学生が修士課程の業績を記載することは不可）
5. 「両面印刷」と指示がある様式は指示に従ってください。
6. 博士後期課程の学生については、JASSO から「博士課程の業績評価に関するガイドライン」が公表されています。博士後期課程に在籍する学生の申請にあたっては、当該ガイドラインもご参照ください。
(JASSO ウェブサイト 特に優れた業績と評価方法)
<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/saiyochu/gyosekimenjo/hyoka.html>

【様式 1 について】

7. 法科大学院、国際・公共政策大学院の学生は「専門職学位課程」を選択してください。（※経営管理研究科にも一部専門職学位課程があります）
8. 「大学院における研究課題」は、記入必須です。専門職学位課程の学生は、当該課程の目的を達成しうる重要な目的など、特に力を入れて取り組んでいることを記入してください。（例：実践的な教育にあたっては事例研究、現地調査など。）

【様式 1 「業績の種類」記載欄 及び 証明書類について】

9. 記載する業績には全て右上に資料番号を付した証明書類が必要です。
10. 「記入方法」が提供されていますので参考してください。
11. 「資料番号」は、項目ごとに枝番を付した上で（例：1.「学位論文その他研究論文」の添付資料を 1-1, 1-2...とし、2, 3 は該当がなければ飛ばし、4.「著書、データベースその他の著作物」の添付資料は 4-1, 4-2...とする）、番号順に並べて提出してください。
12. 証明書類として、論文や雑誌全文、書籍現物の添付は認めません。
13. 「学位論文その他の研究論文」の証明書類は、著者名・論文タイトル・学術雑誌名および発行日等が分かる部分のコピー等と論文内容の概要（要旨に相当する資料 1,2 枚程度）と指定されています。
14. 学位論文は審査中でも記載可能です。研究論文等は、採録が決定しているものであれば記載可能です。
15. 「受賞・表彰」に該当する場合は賞状のコピー等、「学会での発表」の場合は学会名・日付・発表者等が記載されたプログラム抜粋やポスター抄録等、業績を客観的に証明できるものを添付してください。
16. 「2.大学院設置基準第 16 条に定める特定の課題についての研究成果」：経営管理研究科経営学修士コース（経営分析プログラム・経営管理プログラム）の学生のみ、「ワークショップレポート」が該当します。
17. 「3.大学院設置基準第 16 条の 2 に定める試験及び審査の結果」は、本学の学生は該当しません。
18. 修士課程および専門職学位課程の学生は、「6.授業科目の成績」欄に「成績証明書添付」と記入し、証明書類（資料番号 6-1）として申請時点での最新の成績証明書(原本)を添付してください。
19. 「7.研究又は教育に係る補助業務の実績」がある場合は、採用又は雇用に関する証明書、若しくは補助業務委嘱の第三者の証明を添付してください（本学 TA・RA 等の雇用による業務の場合は、労働条件通知書のコピーで可。雇用でなく謝金により業務に従事していた場合は、業務委嘱元の委嘱状・証明書等）。

【推薦候補者になった場合の留意点】

20. 追加書類等を指示する場合がありますので、大学 Gmail を必ず確認するようにしてください。大学からの連絡は、3月末日までは原則として大学 Gmail に行います（4月以降の連絡先については別途伺います）。追加書類の提出期日は、3月下旬～4月初旬となる見込みです。
21. 追加の業績（新たに採録決定された論文等）がある場合等、様式1の加筆（差替え）は可能です。ただし短期間で修正いただきますので予めご了承ください。メールの確認が遅れた等の本人都合による提出遅延は認めません。
22. 修士課程・専門職学位課程の学生については、日本学生支援機構への推薦に当たり、学生支援課にて最新の成績証明書を学生本人に代わり取得し、差替えることがありますので予めご了承ください。
23. 候補者本人および連帯保証人等は、返還免除の認定結果が判明するまでは繰上返還を行わないでください。繰上返還した場合、免除決定が取り消される場合があります。
24. 進学や留年のため4月以降も引き続き大学等に在学する場合、在学する学校の指示に従い、スカラネット・パーソナル（スカラ PS）から「在学猶予願」を提出してください。
25. 返還免除の認定結果は、スカラ PS 登録の住所宛に送付されます。
3月中旬以降、スカラ PS から登録されている住所を確認してください。貸与終了後、現住所が変更となった場合、「返還のてびき」を参照の上、スカラ PS より速やかに日本学生支援機構に届け出てください。

次頁に「**新型コロナウイルス感染症に係る免除申請期間の特例措置について**」を掲載しています。

新型コロナウイルス感染症に係る免除申請期間の特例措置について

日本学生支援機構より、新型コロナウイルス感染症の影響による研究遅延等の救済策として、以下の特例措置が講じられました。要件を満たし、本特例措置の適用を希望される方は、必要な手続きを行ってください。

【特例措置】

業績を挙げる期限を1年間猶予し、2023年度の申請を可能とします。

ただし、本年の特例措置においては、過去2年間の当該特例を含めた延長期間の適用は通算2年までです。

※手続き上、1年を限度に貸与期間延長及び延長期間中の休止処理が行われます。

(例：2023年3月貸与終了予定者は、2023年4月以降は休止の扱いとなり、1年後に貸与終了の処理がなされます。これにより貸与終了年度が2023年度になります。これにより、2023年度の返還免除制度への申請が可能になります。2023年4月以降に貸与を継続できるわけではありません。)

【対象者】

2022年度の「特に優れた業績による返還免除」制度の申請を希望していた者のうち、新型コロナウイルス感染症の影響(コロナ以外の事情は不可)による研究計画の遅延等のため、貸与期間中に業績を挙げるができなかった者(課程を修了した場合は除く)。ただし、昨年度までの特例措置により通算2年間貸与期間を延長している者は除く。

※ 特例措置の利用有無はご自身で判断してください。特例措置の申請がない場合は、2022年度貸与終了者となります。

※ 昨年度の特例措置により「令和3年度業績優秀者返還免除申請期間延長届」を提出した者も、本年度も引き続き上記理由により業績を挙げるができなかった場合は、本年度の特例措置に申請可能です。ただし、そのうち令和2年度に「令和2年度業績優秀者返還免除申請期間延長届」を提出した者は、延長期間の適用が通算2年となるため、本年度の特例措置には申請不可です。

【申請方法・提出物】

- 「業績優秀者返還免除申請期間延長届(様式3)」に記入し、PDFファイルにて学生支援課までメール提出してください。送信先：学生支援課奨学事業係 scholarship@ad.hit-u.ac.jp (メール件名冒頭に「2022 返還免除延長」の文字を含めてください。)
- 様式は以下から取得してください。

<https://www.hit-u.ac.jp/shien/campuslife/shienkikou.html#menjo>

本学 HP > 在学生の方へ > 経済支援 > 奨学金制度 > 日本学生支援機構の奨学金 > 特に優れた業績による返還免除

【申請期間】

2023年 1月16日(月) ~ 1月26日(木) 17:15 メール必着

メール確認後、翌窓口開室日までに受付メールを返信します。返信がない場合はご連絡ください。

【注意事項】

- 2022年度の返還免除制度と、本特例措置は、どちらか片方のみ申請が可能です。両制度に申請があった場合、いずれの申請も無効となる場合があります。
- 2022年度に特例措置の申請を行わなかった場合、2023年度に在学していたとしても、2023年度の返還免除制度へは申請できません(申請期間後に2023年度に在学が確定した場合も同様です)。また、特例措置の申請を行った者が、2022年度内で修了・退学・除籍となった場合は、2022年度・2023年度いずれの返還免除にも申請できません。
- 申請書類はExcel様式です。PC画面上の表示と印刷(PDF化)した際の表示がずれることがありますのでご注意ください。

【問合せ先・書類提出先】

一橋大学学生支援課(国立西キャンパス本館1階)

※窓口は土日祝・年末年始(12/29~1/3)を除く平日 8:30~17:15 ※1/13は入試業務のため閉室

〒186-8601 東京都国立市中2-1 TEL: 042-580-8139 e-mail: scholarship@ad.hit-u.ac.jp